

学校の長時間過密労働解消にも逆行 「働き方改革」一括法案は廃案とせよ

政府・与党は、5月31日、衆議院本会議において「働き方改革一括法案」の採決を強行し、6月4日、参議院において同法案が審議入りしました。8本もの法律を一括し多くの論点のある法案を、「空回し」の時間

法案は過労死を促進する

も含めて、わずか35時間程度しか審議しなかった上に、野党の質問について厚生労働大臣、政府参考人がまともに答えないまま委員会審議を打ち切るなど、異常な国会運営のもとでの強行採決となりました。全教は「過労死を促進し、労働者のいのち、権利をないがしろにする『働き方改革』一括

「高度プロフェッショナル制度」は、一定の専門業務に従事する年収1075万円以上の労働者に対して、労働基準法が定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を一切適用しない制度です。衆



議院厚生労働委員会の審議の中でも、「48日間連続で毎日24時間、合計1152時間連続で働かせることができる」「異常な制度であることが明らかとなつていま

す。厚生大臣は、「そのような働かせ方は想定していません」と答弁しましたが、「想定外」の悪用を禁止できない欠陥法、過労死促進法である以上、「高度プロフェッショナル制度」の導入は撤回するべきです。

また、時間外労働と休日労働の上限について毎月100時間未満、2ヶ月で80時間未満という過労死ラインの水準に設定したこ

とは、働く者の「長時間過密労働を今すぐ解消してほしい」「健康で生き生きと働き続けたい」という願いに背くものであり、断じて容認できません。残業上限

教職員の働き方にも大きな影響

学校現場では、長時間過密労働が、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰める

子どもたちの教育にゆとりをもつて専念することをお願いしています。全教は、この問題を教職員のいのちと健康を守る課題であると同時に、子どもと向き合う時間の確保とあわせて、「教育の質」を確保し向上させる課題としてとらえて、「全教提言」を発表し、とりくみをすすめてきました。文部科学省も、世論と運動に押されて、教職員の長時間過密労働の実態を「看過できない状況」として認め、中教審「学校における働き方改革特別部会」において取りまとめられた「中間まとめ」を踏まえた「緊急提言」を发出しています。しかし、「学校における働き方改革」がよって立つべき労働法制が改悪されてしまえば、教職員の長時間過密労働を真の意味で解決することができなくなってしまう。また、教職員の働き方の問題にとどまらず、教え子、教え子の保護者の働き方にもつながる重大な問題です。